



平成 27 年 6 月 11 日

各位

会 社 名 株式会社川金ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鈴木 信吉
(コード番号 5614 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 青木 満
(TEL 048-259-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 26 条(取締役の責任免除)及び定款第 31 条(監査役の責任免除)の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 26 条(取締役の責任免除)の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 29 日

以上

(別 紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>